

## 令和 7 年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和 7 年度いばらきの卵消費拡大支援対策事業業務委託

### 2 事業目的

全国有数の生産量を誇る茨城県産鶏卵について、量販店等との連携や SNS の活用により消費拡大キャンペーンを実施することで、県産鶏卵全体の知名度向上及び消費拡大を図る。

### 3 業務実施期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 4 業務委託の内容

#### (1) 量販店等での消費拡大キャンペーンの実施

##### ①概要

県産鶏卵を対象に量販店（(例) カスミ、イオン）等での消費拡大キャンペーンや SNS を活用したキャンペーンの実施により消費者に対し県産鶏卵の販売促進及び P R を実施する。

- ・実施回数：消費拡大キャンペーンの実施：2 回以上

##### ②留意事項

- ・効果的なキャンペーンとするため、販売促進に必要な資材等の作成、手配をすること。
- ・本事業の実施については、茨城県養鶏協会と連携して進めること。

#### (2) 多様なメディアを活用した県産鶏卵の P R

##### ①概要

各種 SNS を活用した Web 広告、タウン誌への掲載など多様なメディアを活用し、県産鶏卵の P R を実施する。あわせて、知名度向上等への効果を検証するため、アンケート調査を行う。

- ・実施回数：県産鶏卵の P R：2 回以上  
アンケート調査：1 回以上

##### ②留意事項

- ・4（1）で実施するキャンペーンと連動し、キャンペーンの参加人数の確保にもつながる P R を実施すること。
- ・茨城県養鶏協会が参加するイベント等の情報をあわせて掲載するなど、より効果的な P R となるよう連携すること。
- ・県の既存の P R コンテンツ（県の既存のコンテンツに掲載する動画の作成等）とのコラボレーションを含む提案も可能とするが、契約締結時において、その実施を確約するものではない。なお、それらの実施にかかる費用は委託費の中から支出すること。

### 5 実施計画書

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

### 6 成果品

委託業務完了時には、以下を提出すること。

(1) 実績報告書

- ・ A 4 で作成し提出すること。様式は任意とする。
- ・ アンケート結果とその分析等を添付すること。
- ・ 本業務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。
- ・ 本業務において購入した物品等について購入を証する書類（領収書、納品書等）の写しを添付すること。

(2) 配信データ、PR 資材等の完成デザインデータ

(3) 上記のデータ（提出方法については県が別途指定する。）

## 7 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内等に疑義が生じたときには、その都度県と協議の上、その指示に従い作業を進めること。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議のうえ対応するものとする。
- (2) 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。
- (3) 成果品の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、全て本県に帰属するものとし、本県が自由に加工、複製、ホームページへの掲載等を行い、公表できるものとする。
- (4) 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて変更することができる。